

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県八代地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 河川の名称
二級河川八間川水系八間川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
八間川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
八代郡竜北町大字新田 655 番 1 地先から
八代郡竜北町大字新田 551 番 2 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 竜北町 代表者 竜北町長 浜田洋
八代郡竜北町島地 642 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成15年5月9日から道路の存続する日まで

熊本県告示第578号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、荒尾市、玉名市及び玉名郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
南関町	平成15年 7月17日	午前10時から正午 まで	JA玉名坂下地区支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
南関町	平成15年 7月17日	午後1時30分から 午後3時まで	JA玉名大原支所	
南関町	平成15年 7月18日	午前10時から正午 まで	JA玉名賢木支所	
南関町	平成15年 7月18日	午後1時30分から 午後3時まで	JA玉名南関供給センター	
岱明町	平成15年 7月22日	午前10時から午後 3時まで	岱明町役場	
岱明町	平成15年 7月23日	午前10時から午後 3時まで	岱明町役場	
長洲町	平成15年 7月24日	午前10時から午後 3時まで	JA玉名長洲総合支所	
長洲町	平成15年 7月25日	午前10時から午後 3時まで	長洲町民研修センター	
天水町	平成15年 7月29日	午前10時から午後 3時まで	JA玉名天水町立花野菜集荷所	
天水町	平成15年 7月30日	午前10時から午後 3時まで	JA玉名天水町立花野菜集荷所	
玉東町	平成15年 7月31日	午前10時から午後 3時まで	JA玉名玉東支所	
玉東町	平成15年 8月1日	午前10時から午後 3時まで	玉東町福祉センター	